

設計者の説明義務違反と発注者責任

～阪神高速大和川線訴訟の判決を受けて～



ONE ASIA LAWYERS



江副 哲
One Asia Lawyers
大阪オフィス
代表パートナー弁護士
技術士（建設部門）
E-mail
satoru.ezoe@oneasia.legal

プロフィール

京都大学工学部土木工学科卒業。京都大学大学院工学研究科土木工学専攻修了。
株式会社鴻池組勤務（在職中に技術士（建設部門）の資格取得）を経て、京都大学法科大学院卒業。大阪弁護士会登録。
弁護士One Asia大阪オフィス代表パートナー弁護士
神戸大学農学部非常勤講師（土木情報施工法）、大阪府立大学生命環境科学域非常勤講師（緑地環境施工法）
国土交通省「建設発生土の有効利用マッチング促進ワーキング」、「建設リサイクル推進施策検討委員会」委員
土木学会関西支部「安価で確実な鋼橋の長寿命化対策に関する調査研究委員会」委員

専門分野

建設業関連（建築・土木、設計・施工・監理）、不動産業全般において、全国各地の案件対応をしており、建設専門の訴訟案件、交渉案件の実績を有する。その中でも、特に難解な技術的案件（地盤の問題、構造物の構造計算、コンクリート等の材料系の問題等）にも対応しており、技術的な見解書の作成も行っている。

主要著書

『弁護士・技術士が答える建設現場のトラブル相談』清文社
『土木の法務解説』日経コンストラクション連載（2021年2月8日号～）

著書・論文

『建築工事請負契約における瑕疵担保責任と損害賠償の範囲』新日本法規出版(共著)
『〔改訂版〕建設設計・施工クレーム対応マニュアル』新日本法規出版(共著)
『震災復興の法律的課題 岩手県・被災地行政から寄せられた法律相談事例』日刊岩手建設工業新聞社(共著)
『住宅建築業・設計事務所・部材メーカーの説明義務と警告表示』新日本法規出版（共著）
『改正民法対応 住宅会社のための建築工事請負契約約款モデル条項の解説』日本加除出版(共著) ほか

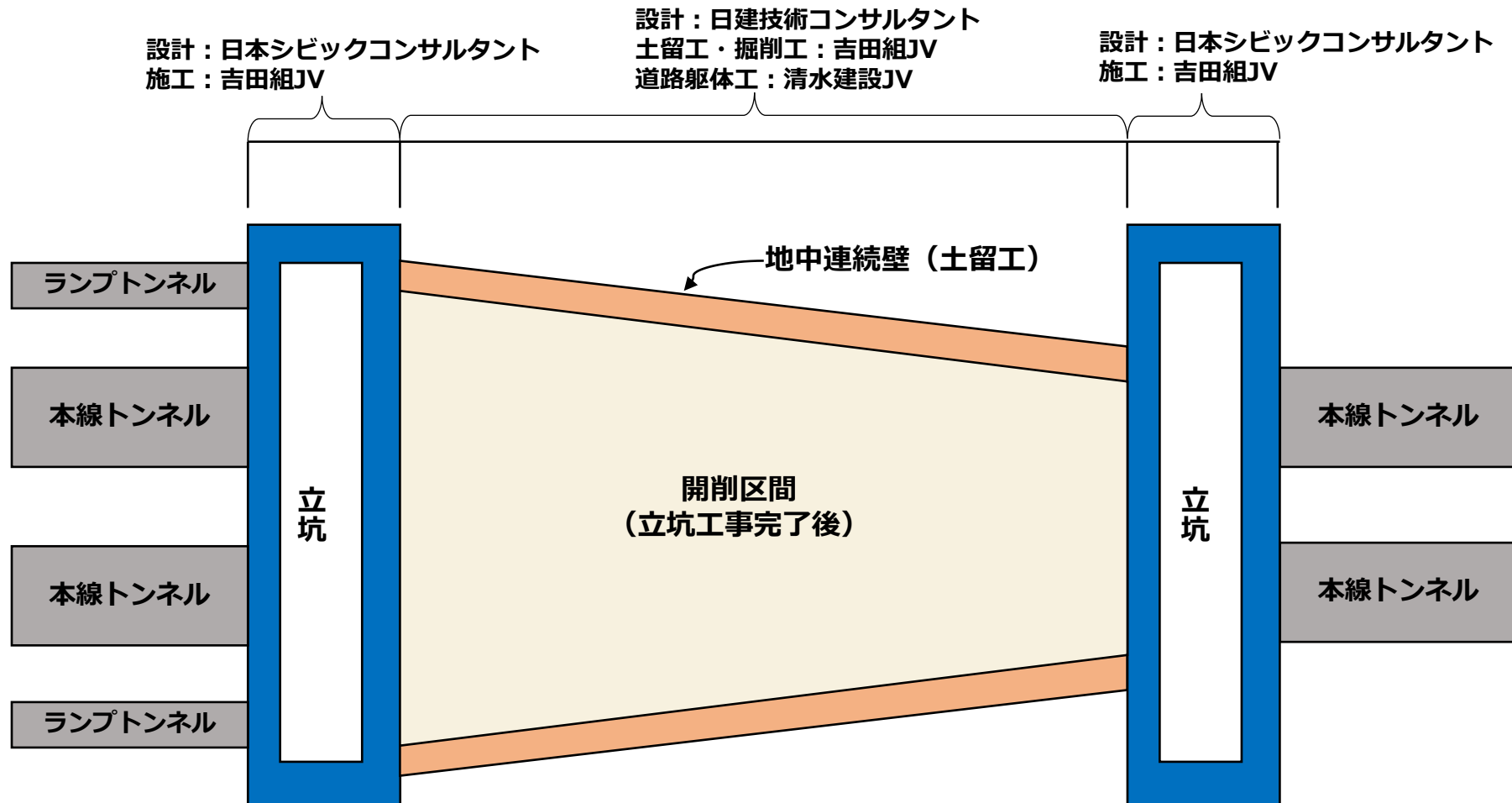


1 阪神高速大和川線訴訟の概要

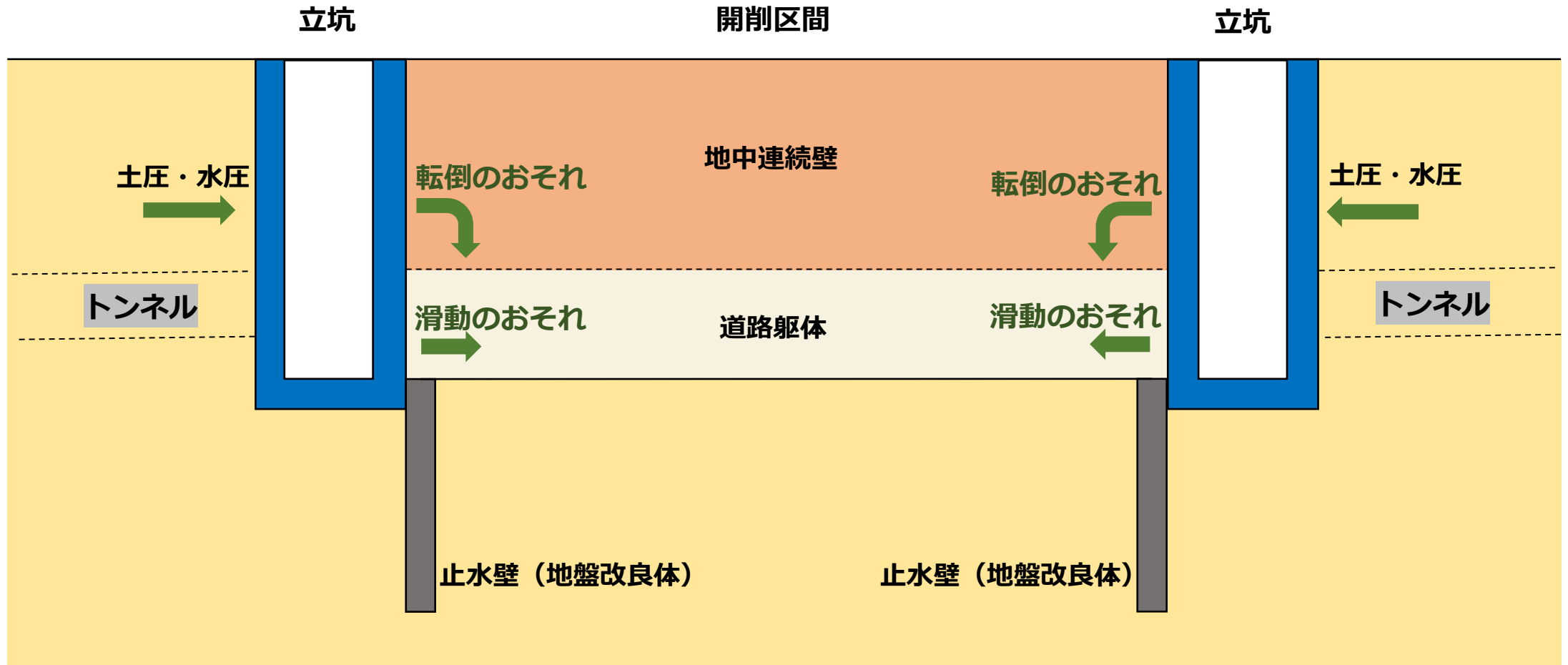
【請求の概要】

大阪府が日本シビックコンサルタント（以下「日本シビック」）に対して、阪神高速大和川線の立坑工事に係る設計ミスで工事費用が増大したとして、この増加工事費用を損害として賠償請求した事案。

【平面図】



【断面図】



2 大阪地方裁判所令和3年3月26日判決

【第一審判決の概要】



日本シビックの設計ミスは否定されたが、大阪府に対する説明義務違反があったと認定。

他方、大阪府は発注者として工事の安全確保に向けた関係者間の認識共有といった役割を主導的に果たすべきであったにもかかわらず、それを怠った大阪府の責任は重大であると指摘。





大阪府請求の損害の一部は，説明義務違反との因果関係が認められない。
⇒損害の認定額：約9億7000万円



【過失割合】 大阪府：日本シビック = 8：2

大阪府の請求額約61億9000万円に対して約2億2000万円の認容。



【ポイント】

- ◆ 設計ミスがないのに説明義務違反が認められた。
- ◆ 損害賠償請求をした大阪府の過失割合が大きい。

【争点】

1 不法行為の成否

① 自立立坑を設計すべき義務違反の有無

② 立坑の最適な構築方法を提案すべき義務違反の有無

③ 立坑の安定性に関する誤解を与えた以上、その誤解を解消するに足りる説明をすべき信義則上の義務違反の有無

④ 基本的安全性を損なう瑕疵の有無



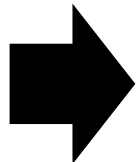
① 自立立坑を設計すべき義務違反の有無



契約書等に明示した記載がない。





設計者が「立坑構築工法の検討」を提出していたが、これは立坑の構築工法を提案し選定の資料とするために作成されたものであり、自立立坑の設計を提案したわけではない。



自立立坑を設計すべき義務違反なし

②立坑の最適な構築方法を提案すべき義務違反の有無

 ニューマチックケーソン工法は、安全に施工でき、工事費用も節約できるという特徴があり、泥土モルタル工法と比べて経済的に優位である上、RC連壁工法と比べて安全性等の点で優れていた。

 他にニューマチックケーソン工法よりも適切な工法があったことを認めるに足りる証拠はない。

 立坑の最適な構築方法を提案すべき義務違反なし

③立坑の安定性に関する誤解を与えた以上，その誤解を解消するに足りる説明をすべき信義則上の義務違反の有無


❗ 「立坑構築工法の検討」，「検討書」には，立坑の浮き上がりや転倒のおそれがない旨記載されていた。

❗ 「立坑構築工法の検討」，「検討書」には，ニューマチックケーソン工法の概算工事費及び概算工程の内訳の記載があるが，支保工事に要する費用及び日数は算入されていなかった。

❗ その後のメールで，連壁があれば立坑は動くことはなく，滑動は問題ないと伝えていた。

➡ 立坑の安定性に関する誤解を与えるものであった。

③立坑の安定性に関する誤解を与えた以上、その誤解を解消するに足りる説明をすべき信義則上の義務違反の有無

 立坑の安定性に関する誤解を与えるものであった以上、その誤解を解消するに足りる説明、すなわち、連壁による支保のみでは十分でないことを明確に説明すべき信義則上の注意義務が生じる。

 そのような説明を行わなかったため、説明義務違反が認められる。

④ 基本的安全性を損なう瑕疵の有無

！ 自立立坑を設計すべき義務がなかった以上，滑動・転倒のおそれがあったとしても，直ちに瑕疵があったとはいえない。

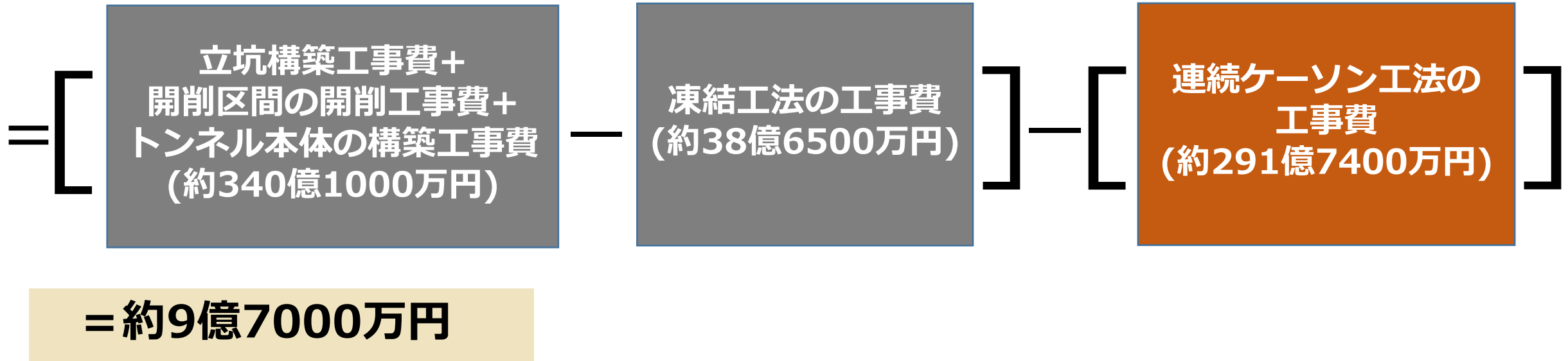
！ 適切に支保工事が行われた場合にまで滑動・転倒のおそれがあったと認めるに足りる証拠はない。

➡ 基本的安全性を損なう瑕疵があったとは認められない。

【争点】

2 損害及び因果関係の有無

設計者の説明義務違反と因果関係のある損害額



【損害の認定】

【発注者の請求】

説明義務違反がなければ、発注者としては連続ケーソン工法に要する費用のみの支出で済んでいたはずが、説明義務違反によって、実際に行った立坑構築工事、開削区間の開削工事（地下水位低下、仮設スラブ、凍結等の各工法も含む）、トンネル本体の構築工事に要する費用の支出を余儀なくされたとして、これらの差額を損害として請求していた。

【裁判所の認定】

実費のうち凍結工法の工事費については、説明義務違反がなくても立坑の変位対策は必要であった以上、説明義務違反との因果関係が認められない。

【争点】

3 過失相殺の成否：発注者の注意義務違反

①隣接工区設計者の業務範囲
⇒立坑に対する支保工事の要否及び方法の検討・設計


②立坑の安定性に関する隣接工区設計者・施工者の指摘
⇒連壁だけでは立坑の支持不可


③工事の危険性
⇒立坑が滑動・転倒すれば多くの人命が失われる。

④発注者の果たすべき役割 




④発注者の果たすべき役割

 立坑の安定性に関する各事業者の見解に不一致があった以上、立坑と開削区間の設計業務の整合性を図るために認識や理解の調整・すり合わせを行うことが必要。

 17名の技師を含む32名の職員を本件工事に対する監督業務に従事させており、主担当者は約22年の長期にわたり土木部又は土木事務所における施工管理等の業務に従事した経験があった。

➡ 必要な人的体制が整備されていた。

 事業者間の会議は発注者が主催し、各事業者間の連絡も発注者を介して行われていたことから、各事業者が直接自由に調整できる状況ではなかった。

発注者の注意義務

遅くとも連壁の設置工事を開始するまでに、設計者、隣接工区の設計者、施工者との間で再度協議する機会を設け、認識や理解を共有した上で、相互の認識や理解の調整・すり合わせを行い、開削工事の安全性に万全を期すべき注意義務を負っていた。



[注意義務違反]

- ・ 注意義務は、会議を開催し、隣接工区の設計者に当該設計者の見解を検証させる等を内容とするものであり、必ずしも専門的知識・技術を要しない。
- ・ 発注者として当時の人的体制の下で十分かつ容易に履行できるものであった。
- ・ それにもかかわらず、設計者から連壁で立坑を支保できるというメール連絡を受けた際にもその当否について各事業者を確認し、協議・検証を行う機会を設けることなく、設計者の意見のみに依拠する形で連壁の設置工事を開始させた。



[過失割合]

- ☑ 支保工事の要否及び方法について設計者と隣接工区との調整を図る役割は発注者が担っていた。
- ☑ 立坑に支保工事を行う必要があると再三指摘されており立坑の滑動・転倒による危険性が極めて大きいことを踏まえると発注者に上記調整的役割を果たすことが強く求められていた。
- ☑ 当該役割を果たすことが発注者にとって困難ではなかった。

[過失割合]



発注者の注意義務違反の程度は重大で、損害発生への寄与度は明らかに大きい。
損害の公平な分担という見地から、**発注者の過失割合は8割。**

✓ POINT



✓ POINT

【設計委託業務の範囲】

- ・ 立坑の設計（自立ではない）
- ・ 立坑の側面開削時における滑動・転倒のおそれの有無や程度の検討

【隣接工区設計委託業務の範囲】

- ・ 開削区間（土留工・掘削工・道路工）の詳細設計

【発注者の所掌範囲】

➡ **隣接工区間の調整**

✓ 考察

- ◆設計ミスは認められず，説明義務違反が認められた。
 - ⇒「立坑の側面開削時における滑動・転倒のおそれの有無や程度の検討」も設計業務に含まれていたため，その内容に誤りがあれば設計ミスあり。
 - ⇒設計ミスとまでは評価できないが，発注者に誤解を与える内容であったため，別途，説明義務違反と認定した。
- ◆損害賠償請求をした大阪府の過失割合が大きい。
 - ⇒裁判所は，職権で過失相殺をすることができる。
 - ⇒発注者が，その立場により損害発生を防ぐため主導的に調整すべきであった。
 - ⇒設計者の説明義務違反は，発注者の調整不備を招いた副次的要素に過ぎない。



3 大阪高等裁判所令和4年9月29日判決

【控訴審判決の概要】



- 日本シビックの設計ミスはないが、大阪府に対する説明義務違反がある。
- 受発注者間の認識の共有等で双方に過失がある。

過失の認定

【第一審】

大阪府の注意義務違反は重大である。

【控訴審】

大阪府の過失は設計者の過失を上回らない。



【控訴審判決の概要】



- ・ 損害の認定額：約6億6000万円 ⇔ 第一審：約9億7000万円

【控訴審認定の過失割合】 大阪府：日本シビック = 4：6

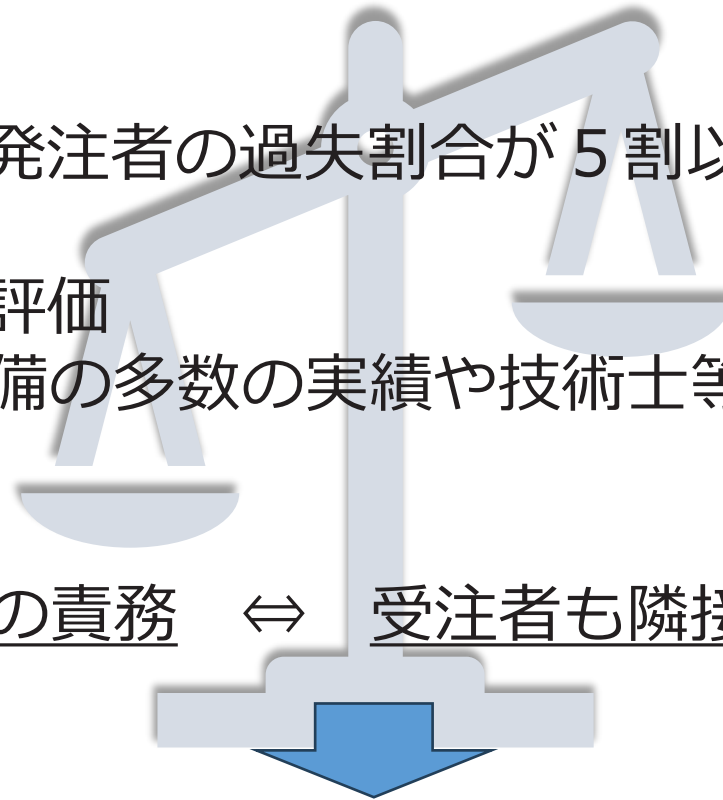
【第一審認定の過失割合】 大阪府：日本シビック = 8：2



【第一審判決と控訴審判決の相違】



- ・ 過失割合が大きく異なる
← 受発注者間の紛争で、発注者の過失割合が5割以上になることはない
- ・ 発注者の専門性に対する評価
← 発注者側にインフラ整備の多数の実績や技術士等の有資格者がいることをどこまで評価するか



隣接工区との調整は発注者の責務 ⇔ 受注者も隣接工区の工事内容を把握すべき

法的義務を措いて、事故発生までに誰かが問題に気付くべきであった





本日は、ご清聴いただきありがとうございました。